

遺言・相続 弁護士費用一覧

料金は全て税抜き表示です。

サポートプラン	サポート内容		料金	
書面作成サポート	自筆証書遺言作成 (※1)		作成手数料 5万円	
	公正証書遺言作成 (※2)		作成手数料 5万円	
	遺産分割協議書作成		相続人が10名未満 10万円 相続人が10名以上 15万円	
	成年後見人選任申立書作成		作成手数料 10万円	
遺言執行サポート	遺言執行人に指定された方の代理人として遺産を分配します		20万円+金融機関法人数×3万円+遺産評価額の3% (※3)	
調査サポート	財産調査		手数料 5万円~20万円	
	相続人調査			
検認サポート	検認申立書の作成・提出		報酬 10万円	
	必要書類(戸籍謄本等)の収集			
	検認日の出頭			
	証明書の取付			
相続放棄サポート	相続放棄のお手伝いをします		着手金 10万円	
遺産分割協議の代理サポート	相続人が2名 又は相続財産が500万円未満	協議の場合	着手金 20万円 報酬金 20万円+10% (※4)	
		調停・審判の場合	着手金 30万円 報酬金 30万円+10% (※4)	
	相続人が3名以上10名未満 又は相続財産が5000万円未満	協議の場合	着手金 25万円 報酬金 25万円+10% (※4)	
		調停・審判の場合	着手金 40万円 報酬金 40万円+10% (※4)	
	相続人が10名以上 又は相続財産が5000万円以上	協議の場合	着手金 30万円 報酬金 30万円+10% (※4)	
		調停・審判の場合	着手金 50万円 報酬金 50万円+10% (※4)	
	遺産分割協議バックアップ	遺産分割協議について代理業務以外の業務をサポートします		着手金 10万円 報酬金 10万円 月額 1万5000円
	遺産分割サポート	遺産分割の協議書がある、または調停が成立した後の事務手続きをサポートします		5万円+金融機関法人数×3万円+遺産評価額の3% (※3)
裁判サポート	遺留分減殺請求訴訟		着手金 30万円 報酬金 30万円+10%	
	自筆証書遺言無効訴訟		着手金 40万円 報酬金 40万円+10%	
	公正証書遺言無効訴訟		着手金 50万円 報酬金 50万円+10%	
	寄与分を定める処分調停申立て	遺産分割の調停申立てを同時に依頼いただく場合	着手金 10万円 報酬金 10万円	
	その他(不当利得返還など)	預貯金を不当に払い戻されている事案等	着手金 40万円~	

※1 自筆証書遺言作成の場合、ご希望があれば、遺言書の保管を年額3600円にて承ります(信託銀行に遺言作成を依頼した場合、保管費用は年額5000円~6000円程度かかります)。

※2 公正証書遺言作成の場合、立会人2名分(弁護士と当事務所の事務職員1名が立ち会います)の日当と公証人への報酬が別途必要となります。なお、弁護士の日当は1時間2万円、事務職員の日当は1時間5000円(いずれも税抜)となります。

※3 ただし、単なる不動産の相続登記手続き分は遺産評価額に参入しません。

※4 ご依頼者様が得た相続財産額に10%を乗じた額を加算させていただきます。